

埼玉県農業技術研究センター運営会議要綱

平成27年4月1日決裁

平成29年4月3日改正

(趣旨)

第1 埼玉県農業技術研究センター（以下「農技研」という。）の運営・管理の適切かつ円滑な推進を図るため、埼玉県農業技術研究センター運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(任務)

第2 運営会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 農技研の運営・管理の基本方針に関する事
- (2) 農技研における試験研究の方針設定、課題設定及び評価に関する事
- (3) 農技研における試験研究の総合調整に関する事
- (4) その他農技研の運営に必要な事項

(構成)

第3 運営会議は、農技研の所長、副所長、室長（企画担当所掌）及び総務担当部長で構成する。

(会議)

第4 運営会議は、所長が招集し、主宰する。

2 運営会議は、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(運営幹事会)

第5 運営会議には、運営幹事会を置く。

2 運営幹事会は、運営会議に付議すべき事項を検討、調整するとともに、運営会議において決定されたことを具体的に推進する。

3 運営幹事には副所長（企画担当所掌）、室長（企画担当所掌）総務担当部長、各副所長が指定する者で構成する。

4 幹事長は副所長（企画担当所掌）を充てる。

(委員会)

第6 運営会議には、必要な事項を協議又は実施するため、委員会を置くことができる。

(事務)

第7 運営会議の事務は、企画担当において行うものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、会議に諮って所長が定める。